東京海上日動

や法律の解釈に違いがあることを指 と英国、米国などの海外で国際条約 送人それぞれの責任範囲などについ が「荷主と運送人の責任範囲」と題 ナーを開催した。セミナーでは岡部 S条約および商法改正についてセミ 任がないと考えられているものの、 摘。「日本ではNVOCCに通常責 ある商法の改正に触れた上で、日本 決定され今国会で成立する可能性が て解説した。 また、 昨年10月に閣議 の貨物に損害があった際の荷主と運 の判例を紹介しながら、海上運送中 Bの共催により都内で改正SOLA 英国や米国などでは無過失責任を問 われる可能性がある」とした。 山口法律事務所の山口修司弁護士 東京海上日動火災保険は19日、 -リンクとNVOCC 国際海上物品運送法や過去 C L U

商法改正などでセミナ



とを解説した 日本と米英では条約や法律の解釈に違いがある

過去の日本の判例では荷送 国の判例をそれぞれ紹介。 とにも触れ、日本、英国、米 物申告義務が規定されるこ の改正案では荷送人の危険 人に貨物の危険物分類判定 講演で山口弁護士は商法 MSDS (現 は無過失責任 責任が問われるとした。 ことを説明。日本では過失 ことにはならないとされた ただけでは義務を履行した ついては判例を紹介した上 タシート)の記載に従っ 一方で英国・米国などに よって解釈が変わり、 の国際条約であっても国に を負うというのが英国や米 物であれば、 無過失でも結果として危険 害が発生した際、荷送人が 国の考え方」と述べ、 荷送人は責任 同 裁判

で「荷送人が義務を果たし

を行う国によってはNVO CCにも責任が及ぶ可能性

在のSDS、

セーフティデ

たにもかかわらず貨物に損

る」とした。さらに複合輸 もかかわらず運送契約上の なることを紹介した。 も明確に規定されるように 証券、海上運送状について で規定のなかった複合運送 るようになるほか、これま 送についての規定が置かれ 権利を取得できるようにな 合荷受人が荷送人と同一の 改正後は貨物を全損した場 権利が発生しなかったが、 損害は荷受人に発生するに 改正によって、荷受人の権 利が拡充することも説明。 があることを指摘した。 して貨物を全損した場合、 これまでは船が沈むなど

ば誰が負担するのか解決し が、これから契約化が進め 論がある。基本的には荷主 場合、損害賠償責任を負担 とに起因して損害を与えた ていくことになると思う」 の負担になるかとは思う VOCCになるのかまだ議 のか、船社になるのか、 用については「荷主になる さらに重量測定に必要な費 する可能性がある」と指摘。 量が実際と異なっていたこ 達が義務だが、伝達した重 コンテナ総重量の確定と伝 が始まった改正SOLAS 条約について山口弁護士は 「船社B/L上の荷送人は このほか、昨年から適用